

## 令和元年10月から実施の「介護職員等特定処遇改善」にかかる 当法人対応について

2019年度の介護報酬改定によって、10月1日から「介護職員等特定処遇改善加算」が適用されることにより、当該加算に基づいて、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善という趣旨をそこなわない程度において、一定程度他の職員の処遇改善を行います。

### 1 介護職員等特定処遇改善

介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金(基本給・手当等(退職金を除く)の全部又は一部)改善を実施。賃金改善に伴う、法人負担の法定福利費増加分を含みます。

### 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分対象・配分方法

#### (1) 配分対象とグループ分け

##### A 経験・技能のある介護職員

ア 介護福祉士資格保有者であること。

イ 社会福祉法人 長命荘において、介護職員として9年6月以上の勤続年数があり、現在も介護職員であること。

経験年数の判断時点・・・2019年度は10月1日

2020年度以降は4月1日

\* 非常勤職員の場合は、常勤換算で勤続年数を算出します。

##### B Aを除く介護職員

##### C その他の職員

#### (2) 配分方法

ア Aグループの経験・技能のある介護職員の内1名以上は、賃金改善後の年度収入が440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善であること。

加算額そのものが少額の事業所はこの適用除外。

イ Aグループの介護職員の賃金平均改善額が、Bグループの介護職員の賃金平均改善額の2倍以上であること。

ウ Bグループの介護職員の賃金平均改善額が、Cグループのその他の職員の賃金平均改善額の2倍以上であること。

エ Cグループの職員の賃金改善後の年度収入が440万円を上回らないこと。

### 3 介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善方法及び賃金改善額

(1) 賃金(基本給・手当等(退職金を除く)の全部又は一部)改善を実施

(賃金改善に伴う、法人負担の法定福利費増加分を含む。)

ア 賃金改善にかかる賃金水準の比較 (年度収入で比較)

$\begin{aligned} & \text{(介護職員等特定処遇改善加算を取得し実施される年度の賃金水準)} \\ & - \text{(介護職員等特定処遇改善加算を取得していないときの年度の賃金水準)} \\ & = \text{(賃金改善額)} \end{aligned}$
--

イ 賃金改善する項目

- ① 基本給の定期昇給分
- ② 給与特別改善手当 (2019年 新設手当)  
(当該手当は、介護職員等特定処遇改善加算専用)
- ③ 法人負担の法定福利費の増加分

(2) 介護職員等特定処遇改善加算額

ア 算出条件

- ① 各サービス種別のサービス提供見込み量
- ② 訪問介護 特定事業所加算Ⅱを継続算定
- ③ フォレストデイサービス・フォレストデイサービス鹿ノ台  
サービス提供体制強化加算(1)イを継続算定
- ④ ショートステイ サービス提供体制強化加算Ⅲを継続算定
- ⑤ 特別養護老人ホーム フォレストホーム  
日常生活継続支援加算(1)を継続算定
- ⑥ 軽費老人ホーム 長命壮  
サービス提供体制強化加算Ⅲを継続算定

イ 介護職員等特定処遇改善加算率 (2019年時点の当法人適応加算率)

サービス区分	サービス提供体制強化加算等の算定状況に応じた加算率	
	介護職員等特定処遇改善加算(1)	介護職員等特定処遇改善加算(2)
訪問介護	6.3%	—
通所介護	1.2%	—
特定施設入居者生活介護	—	1.2%
短期入所生活介護	—	2.3%
介護老人福祉施設	2.7%	—

\* 障害福祉 児童発達支援事業に従事している職員も、上記に準じて対応する。

ウ 2019年10月～2020年3月の介護職員等特定処遇改善額の配分見込み

- ① 条件
  - ・ 2019年度の各サービスの見込みサービス提供量が不変。
  - ・ A・B・C各グループの職員数が不変。
- ② ①の条件に変化が無いものとして算出すると次のとおり。

2019年10月から2020年3月の介護職員等特定処遇改善加算額 (見込

み)

法人全体の介護職員等特定処遇改善加算額（見込み）＝778,000 円／月

グループ	常勤職員改善月額（円）	非常勤職員改善時間額（円）
A	23,000	136
B	9,100	53
C	3,700	22

\* 常勤職員の改善額＝定期昇給額＋給与特別改善手当＋法定福利費アップ額

\* 非常勤職員の改善額＝時給アップ額＋給与特別改善手当＋法定福利費アップ額

\* 上記①に変動が生じた場合は、3月の支給する給与特別改善手当で調整する。

#### 4 その他の事項

- (1) 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに属する職員は、本制度の対象外となっていますが、法人独自の財源でもって、Cグループの対応とします。
- (2) 人事異動で、介護職員でなくなった場合は、Cグループの職員となります。
- (3) A・Bグループの介護職員が人事異動で昇格し、課長補佐級以上となった場合は、Cグループの職員となります。